

61 特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業

【27(33)百万円】

対策のポイント

消費者の安全と信頼の確保、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化及びきのこ生産に必要な資材の安定供給対策に取り組みます。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、特用林産の振興については、林業者等の収入を補完する就業機会の創出等を促進するため、森林・林業再生プランを推進するとされたところ。
- ・食の安全・安心に関する消費者の関心が高まる中、山村の過疎化・高齢化、需要の低迷、他の資材への代替などに伴い、生産者の意欲は大きく減退しています。
- ・福島第一原発の事故による放射性物質の影響で、きのこ原木等生産資材の安定供給が求められています。

政策目標

国産きのこ類の生産量447千トン（平成20年）

472千トン（平成27年）

<主な内容>

1. 消費者の安全・信頼の確保対策

(1) きのこの生産過程におけるトレーサビリティの円滑な導入に向けた関係者の取組状況や問題の調査・検討をします。

(2) きのこ菌床培地用おがこの品質認証システムの検証等をします。

2. 経営高度化対策

生産性の効率化や所得向上に資すると考えられる、技術開発が進んでいるものの実用化に至っていない新生産技術・新規用途技術の検証をします。

3. きのこ生産資材の安定供給対策

きのこ生産に必要な資材（原木やおがこ）を円滑に調整できる体制を整えるための、県域を越えた原木産地間の協議会による安定供給プランを策定します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8059（直））]